

# 重症患者を受け入れている 10 対 1 病棟に対する 評価の充実

骨子【I-1 (1)】

## 第1 基本的な考え方

10 対 1 入院基本料を算定している病棟のうち、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」に該当する重症患者を一定程度受け入れている保険医療機関について評価の充実を行う。

## 第2 具体的な内容

一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直しに伴い、10 対 1 入院基本料を算定している病棟について、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」に該当する患者を受け入れている割合に応じて看護必要度加算の評価を見直す。

現 行	改定案
【看護必要度加算（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料）】	【看護必要度加算（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料）】
イ 看護必要度加算 1      30点	イ 看護必要度加算 1 <u>55点</u>
ロ 看護必要度加算 2      15点	ロ 看護必要度加算 2 <u>45点</u>
<u>(新設)</u>	<u>ハ 看護必要度加算 3      25点(新)</u>
[施設基準]	[施設基準]
イ 看護必要度加算 1 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を 1 割 5 分以上入院させる病棟であること。	イ 看護必要度加算 1 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を <u>2 割 4 分以上</u> 入院させる病棟であること。

<p>□ 看護必要度加算 2</p> <p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を 1 割以上入院させる病棟であること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>□ 看護必要度加算 2</p> <p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を <u>1 割 8 分以上</u>入院させる病棟であること。</p> <p>ハ <u>看護必要度加算 3</u></p> <p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を <u>1 割 2 分以上</u>入院させる病棟であること。</p>
--	--

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日に看護必要度加算 1 又は 2 の届出を行っている病棟については、平成 28 年 9 月 30 日までの間、それぞれ看護必要度加算 2 又は 3 の基準を満たしているものとする。